

行政文書一部開示決定通知書

29立建第773号
平成29年8月30日

牧野 達也 様

愛知県知事 大村 秀章



平成29年8月16日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	別紙1のとおり		
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 午後 時
	場 所	(郵送)	
開示の実施の方法	写しの交付		
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 260円 ※内訳 白黒 10円/枚× 16枚= 160円 カラー50円/枚× 2枚= 100円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 205円分 (切手代は、29立建774-1号、29立建774-2号と合算)		
開示しないこととした部分	別紙2のとおり		
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙2のとおり		
担 当 課 等	知立建設事務所 都市施設整備課 都市施設グループ 電話0566-82-6494 (ダイヤルイン)		

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの新訴を提起することもできます(この新訴において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります)。
- 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内、愛知県を被告としてこの処分の取消しの新訴を提起することができます(この新訴において愛知県を代表する者は、愛知県知事となります)。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
 2 当日御都合が悪い場合は、あらかじめ担当課等まで御連絡ください。
 3 「写し」には、電磁的記録を紙面に出力したものが含まれます。

別紙1

- ・工事打合簿（施工計画書（公園緑地整備工事（交付金）（仮称）油ヶ淵水辺の学習館建築工事 木質工事（アンカーセット工事）））

工事名称：「公園緑地整備工事（交付金）（仮称）油ヶ淵水辺の学習館建築工事」
において
発議年月日平成27年7月31日、工事名称：木質工事（アンカーセット工事）
施工計画書 ①工事打合簿、②添付されているすべての資料を求める



別紙 2

開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定 及び当該規定を適用する理由
個人の氏名及び印影	愛知県情報公開条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。
5. 施工 アンカーセット 作業フロー図	愛知県情報公開条例第7条第6号に該当 県が行う訴訟事務に関する情報であって、公にすることにより、当該訴訟に係る当事者としての県の地位を不当に害するおそれがあるため。

